

T P P 協定に伴う北海道への影響中間とりまとめ（第 2 回）と今後の対応について

〔平成 2 8 年 2 月〕
〔北 海 道〕

1 影響中間とりまとめ（第 2 回）について

- T P P 協定交渉が合意に至り、農産物の重要 5 品目を中心に、関税撤廃の例外と国家貿易制度・関税割当の維持、セーフガードの確保等が盛り込まれた一方、長期間での関税削減がなされることになった。
- これを踏まえ、道では、合意内容を精査し、本道の基幹産業である農林水産業などへの影響を把握することとし、地域や関係団体からの声を聞くとともに、昨年 1 1 月、物品市場アクセスにおける農林水産業や商工業への影響や、道民生活に広く関係するルール分野等における影響について分析した「T P P 協定交渉大筋合意に伴う北海道への影響」（別添資料 3）の中間とりまとめを行った。
- また、昨年 1 2 月、国が「T P P 協定の経済効果分析結果」を公表した中、農林漁業者や地域の方々の不安や懸念、影響額試算を求める声などを踏まえ、道では、今般、国の算定を参考に農林水産業への影響額をとりまとめた。（別添資料 1）
- T P P の道内への影響については、昨年 1 1 月の中間とりまとめに加え、今回の農林水産物の生産額への影響試算などによって、総合的に把握することが必要であり、今後の対応などに資する。

2 今後の道の対応について

- 昨年 1 1 月、国は、道がこれまで要請してきた「再生産可能」となる対策を恒久化するための法制化や、対策に必要な財源の基金等による安定確保などを概ね盛り込んだ「総合的な T P P 関連政策大綱」を決定し、本年 1 月には、政策大綱に基づき、平成 2 7 年度補正予算において T P P 関連予算を措置。
- これまでの道の 2 回の影響調査から、農林水産物の生産額の減少とともに、担い手の生産意欲の減退や輸入品との競合など影響が懸念されたことから、道では、昨年 1 2 月に公表した「T P P 対応への基本的な考え方」に基づき、平成 2 8 年度に実施すべき具体的な施策（平成 2 7 年度補正及び 2 8 年度当初予算）をとりまとめた。（別添資料 2）
- 今回、道が予算措置する T P P 関連対策では、農林漁業者や地域の方々の不安や懸念を払拭し、将来にわたって本道の地域産業が再生可能となり、持続的に発展していくことができるよう、生産基盤の整備や技術開発・導入等による生産性の向上、多様な担い手の育成・確保、ブランド化、6 次産業化などに取り組んでいくこととしている。
- 道としては、T P P 協定の影響が相当な長期に及び、今後、新たな影響や課題が明らかになることも考えられることから、関係団体とも連携を図り、引き続き道内への影響について継続的に把握しながら、国において、今秋を目途にとりまとめられる T P P の中長期的な農業対策などを踏まえ、更に必要な対策を実施するとともに、国に対しても必要な対策を要請していく考え。